

土地・建物所有者の皆様へ法務局からのお願いとご連絡

上尾市大字西門前、大字久保、大字上、大字上尾村、緑丘四丁目の一部（上平第三特定土地区画整理地内）の区画整理に伴い、土地・建物の町名地番変更登記申請が本年11月1日に区画整理組合より提出されました。

この嘱託登記の完了には3か月程度を予定していますので、所有権登記名義人住所変更および債務者住所変更の登記申請は、上記の嘱託登記完了後（平成27年1月31日以降）に提出されるようご協力をお願いいたします。

なお、債務者住所変更の登記申請については、各金融機関などへお問い合わせ下さい。

【住所変更登記申請等を法務局へ提出する場合の手順について】

* 管轄（提出先）にご注意ください。

・不動産登記

不動産はその所在の市町村によって、取り扱う法務局が異なります。上尾市、桶川市及び北足立郡伊奈町の不動産登記は、さいたま地方法務局上尾出張所で取り扱っています。

・商業・法人登記

埼玉県内全ての商業・法人登記は、さいたま地方法務局法人部門（本局：さいたま市）で取り扱っています。

1. 所有権登記名義人住所変更の申請方法について

登記の申請は、法務局に来庁（持参）されるか、又は郵送による申請となります。申請書を郵送する場合には、封筒の表面に「登記申請書在中」と記載のうえ、簡易書留郵便、書留郵便またはレターパックプラスのいずれかにより下記送付先に送付してください。

2. 登記が完了した場合の登記完了証の受領手続について

不動産の登記については、申請された登記が完了すると登記完了証が交付されますので、申請書に押印した印鑑をお持ちになり直接法務局で受領するか、郵送の場合は、申請された方の宛先を記載し、郵便切手（書留郵便、簡易書留）を貼った返信用の封筒又はレターパックプラスを、予め同封していただくか、どちらかの方法となります。

なお、商業・登記の登記については完了証の交付はありません。

【送付先】

- | | |
|----------|---|
| ・不動産登記 | 〒362-8513 上尾市大字西門前753-1 さいたま地方法務局上尾出張所 |
| ・商業・法人登記 | 〒362-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま地方法務局法人登記部門 |

◎ 申請書の記載方法等のご相談は、法務局でお受けいたしますが、平成27年1月5日から事前に予約が必要となります。

その他、ご不明の点はさいたま地方法務局上尾出張所にお尋ね下さい。

電話番号 048（771）0239

【記載例】

【法務局使用欄】

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 平成26年11月1日 町名地番変更

変更後の事項 住所 上尾市 上平中央一丁目 123番地 4 (注1)

申 請 人 住所 上尾市 上平中央一丁目 123番地 4 (注2)

氏名 上尾 太郎 (注3)

連絡先の電話番号 048-123-4567 (注4)

添 付 書 類 登記原因証明情報 (注5)

完了証の受領 申請人の住所へ送付を希望 (注6)

平成27年 2月 日申請 (注7) さいたま地方法務局上尾出張所

登録免許税 登録免許税法第5条5号

不動産の表示 別紙のとおり

【記載例】

不動産の表示（注8）

所 在 上尾市 上平中央 一丁目
地 番 1 2 3 番 4
地 目 宅地・田・畑・雑種地・公衆用道路
地 積 1 2 3. 4 5 平方メートル

所 在 上尾市 上平中央 一丁目
地 番 5 6 7 番 8
地 目 宅地・田・畑・雑種地・公衆用道路
地 積 1 2 平方メートル

所 在 上尾市 上平中央 丁目
地 番 番
地 目 宅地・田・畑・雑種地・公衆用道路
地 積 平方メートル

所 在 上尾市 上平中央 一丁目 1 2 3 番地 4
家屋番号 1 2 3 番 4
種 類 居宅・共同住宅・事務所・店舗・工場・倉庫
構 造 木造かわらぶき2階建
床面積 1 階 6 5. 7 8 平方メートル
2 階 5 6. 8 7 平方メートル

【記載例】

※ 下線が引かれている部分を申請書の内容に応じて書いてください。

申請書はこの申請書を使用していただくか、パソコン等により作成してください。

この申請書を使用する場合は、必要なところに丸（○）を付け、不要な文字は削除してください。

また黒ボールペンではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

申請書の書き方および記載上の注意事項

- 注1 町名地番変更を証する書面に記載されている、変更後（新しく変更された）の住所を記載します。
- 注2 所有者（登記名義人）の方の現在の住所（注1と同一住所）を記載します。
- 注3 所有者（登記名義人）の氏名を記載し氏名の末尾に押印します。（認印で結構です。シャチハタ印は使えません。）
- 注4 申請書の記載又は変更を証する書面に不備がある場合、法務局の担当者から連絡するため連絡先の電話番号（日中に連絡が取れる電話番号）を記載します。
- 注5 注1にて説明した、町名地番変更が証明された書面（住所等変更証明書）を添付します。ただし、登記簿上の住所と変更証明書に記載されている変更前の住所が相違している場合は、その経緯を証する住民票、又は戸籍の付票等同一人を証する書面が必要です。これらによっても住所移転の経緯を証明できない場合は、法務局に事前にご相談ください。
- 注6 完了証の受領を郵送で行う場合は、申請人の住所へ送付を希望にチェック☑を付けてください。
- 注7 申請書の提出年月日（郵送の場合は郵送日）を記載します。
- 注8 登記を申請する不動産の表示は、現在の登記簿上の表示と同一でなければなりませんので、作成時に登記事項証明書や要約書等を確認の上、正確に記載してください。